二　法第八条第一項、同条第三項（法第九条第四項において準用する場合を含む。）、第九条第一項から第三項まで及び第十九条第二項の規定による総務大臣の権限　当該地域産業資源活用支援事業計画の認定を受けようとする一般社団法人等若しくは特定非営利活動法人又は当該認定地域産業資源活用支援事業者の主たる事務所の所在地を管轄する総合通信局長

第三条第三項中「法第四条第二項、第六条第一項、第二項、第四項及び第五項、第七条並びに第十六条の規定による」を「次の各号に掲げる」に、「当該地域産業資源又は当該地域産業資源活用事業計画に係る地域産業資源が存在する地域を管轄する」を「当該各号に定める」に改め、「福岡財務支局長」の下に「。以下この項において同じ。」を、「含む。」の下に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次の各号を加える。

一　法第四条第三項、第六条第一項、同条第二項、第四項及び第五項（これらの規定を法第七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条第一項から第三項まで並びに第十九条第一項の規定による財務大臣の権限　当該地域産業資源又は当該地域産業資源活用事業計画に係る地域産業資源が存在する地域を管轄する財務局長又は国税局長

二　法第八条第一項、同条第三項（法第九条第四項において準用する場合を含む。）、第九条第一項から第三項まで及び第十九条第二項の規定による財務大臣の権限　当該地域産業資源活用支援事業計画の認定を受けようとする一般社団法人等若しくは特定非営利活動法人又は当該認定地域産業資源活用支援事業者の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長又は国税局長

第三条第四項中「法第四条第二項、第六条第一項、第二項、第四項及び第五項、第七条並びに第十六条の規定による」を「次の各号に掲げる」に、「当該地域産業資源又は当該地域産業資源活用事業計画に係る地域産業資源が存在する地域を管轄する」を「当該各号に定める」に改め、「四国厚生支局長」の下に「。以下この項において同じ。」を加え、同項に次の各号を加える。

一　法第四条第三項、第六条第一項、同条第二項、第四項及び第五項（これらの規定を法第七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条第一項から第三項まで並びに第十九条第一項の規定による厚生労働大臣の権限　当該地域産業資源又は当該地域産業資源活用事業計画に係る地域産業資源が存在する地域を管轄する地方厚生局長

二　法第八条第一項、同条第三項（法第九条第四項において準用する場合を含む。）、第九条第一項から第三項まで及び第十九条第二項の規定による厚生労働大臣の権限　当該地域産業資源活用支援事業計画の認定を受けようとする一般社団法人等若しくは特定非営利活動法人又は当該認定地域産業資源活用支援事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長

第三条第五項中「法第四条第二項、第六条第一項、第二項、第四項及び第五項、第七条並びに第十六条の規定による」を「次の各号に掲げる」に、「当該地域産業資源又は当該地域産業資源活用事業計画に係る地域産業資源が存在する地域を管轄する」を「当該各号に定める」に改め、「含む。」の下に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次の各号を加える。

一　法第四条第三項、同条第一項、同条第二項、第四項及び第五項、第七条並びに第十六条の規定による農林水産大臣の権限　当該地域産業資源又は当該地域産業資源活用事業計画に係る地域産業資源が存在する地域を管轄する地方農政局長

二　法第八条第一項、同条第三項（法第九条第四項において準用する場合を含む。）、第九条第一項から第三項まで及び第十九条第二項の規定による農林水産大臣の権限　当該地域産業資源活用支援事業計画の認定を受けようとする一般社団法人等若しくは特定非営利活動法人又は当該認定地域産業資源活用支援事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

第三条第六項中「法第四条第二項、第六条第一項、第二項、第四項及び第五項、第七条並びに第十六条の規定による」を「次の各号に掲げる」に、「当該地域産業資源又は当該地域産業資源活用事業計画に係る地域産業資源が存在する地域を管轄する」を「当該各号に定める」に改め、「含む。」の下に「以下この項において同じ。」を加える。

一　法第四条第三項、同条第一項、同条第二項、第四項及び第五項（これらの規定を法第七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条第一項から第三項まで並びに第十九条第一項の規定による国土交通大臣の権限　当該地域産業資源又は当該地域産業資源活用事業計画に係る地域産業資源が存在する地域を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長又は地方航空局長

二　法第八条第一項、同条第三項（法第九条第四項において準用する場合を含む。）、第九条第一項から第三項まで及び第十九条第二項の規定による国土交通大臣の権限　当該地域産業資源活用支援事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長

第三条を第七条とし、第二条の次に次の四条を加える。

（地域産業資源活用事業計画の軽微な変更）

**第三条**　法第七条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、中小企業者の名称若しくは住所又はその代表者の氏名の変更その他の地域産業資源活用事業計画の内容の実質的な変更を伴わない変更とする。

（地域産業資源活用支援事業計画の認定の申請）

**第四条**　法第八条第一項の規定により地域産業資源活用支援事業計画の認定を受けようとする一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）又は特定非営利活動法人は、様式第三による申請書一通を主務大臣に提出しなければならない。

2　一般社団法人等が作成する地域産業資源活用支援事業計画に係る前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　一般社団法人にあっては定款、役員名簿及び社員名簿、一般財団法人にあっては定款及び役員名簿

二　最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

三　登記事項証明書

四　一般社団法人にあってはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものであることを証明する書類

3　特定非営利活動法人が作成する地域産業資源活用支援事業計画に係る第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款、役員名簿及び社員名簿

二　最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び収支計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）、最終の財産目録並びに申請の日を含む事業年度における事業計画書及び収支予算書

三　登記事項証明書

四　社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有していることを証明する書類

（地域産業資源活用支援事業計画の変更の認定の申請）

**第五条**　法第九条第一項の規定により地域産業資源活用支援事業計画の変更の認定を受けようとする一般社団法人等又は特定非営利活動法人は、様式第四による申請書一通を主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、一般社団法人等にあっては前条第二項各号に掲げる書類を、特定非営利活動法人にあっては同条第三項各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、これらの書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載してこれらの書類の添付を省略することができる。